明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**五二）　二
○金融商品取引業等に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**同**五三）　四
〔省　令〕
○商業登記規則等の一部を改正する省令（**法務**二八）　一〇
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件への制裁対象者の追加（**外務**一三八）　六
○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（**厚生労働**一八八）　三
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**同**一八九）　三
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（**同**一九〇）　三
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（**同**一九一）　元
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**八一〇）　四
○生産業者及び輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（**同**八一一）　四
○肥料の登録が失効した件（**同**八一二）　四
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（**同**八一三）　五
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正した件（**経済産業**八一）　四
○海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路の指定に関する告示の一部を改正する告示（**海上保安庁**二五）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産関係　三
特殊法人等
企業年金基金変更関係　六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　六
会社その他
会社決算公告　三

府　令

○内閣府令第五十二号

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百二十八条の二第一項及び第百二十九条第二項の規定に基づき、投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年四月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令

投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削る。

改正後	改正前
目次 第一編　［略］ 第二編　会計帳簿 ［第一章・第二章　略］ 第三章　純資産 第一節　投資主資本 第一款　［略］ 第二款　金銭の分配（第十八条・第十八条の二） ［第三款・第四款　略］ ［第二節～第五節　略］ ［第三編・第四編　略］ 附則 （定義） **第二条**　［略］ ２　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～二十七　略］ 二十八　買換特例圧縮積立金　投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。第十八条の二第一項第一号において同じ。）又は第六十五条の八第一項の規定の適用を受けた積立金であるものをいう。ただし、同法第六十七条の十五第一項に規定する適用事業年度に関して、利益（法第百三十六条第一項に規定する利益をいう。以下同じ。）から当該適用事業年度に係る金銭の分配に係る計算書に基づき当該積立金として積み立てた額と貸借対照表上の当該積立金の額との合計額を控除した金額が、当該適用事業年度の第五十一条第一項に規定する税引前当期純利益金額として表示された金額から第五十四条第一項第一号に掲げる前期繰越損失の額を控除した金額（第十八条の二第一項第三号において「配当可能利益の額」という。）の百分の九十に相当する金額を超える場合において、積み立てたものを除く。 ［二十九～三十一　略］	目次 第一編　［同上］ 第二編　［同上］ ［第一章・第二章　同上］ 第三章　［同上］ 第一節　［同上］ 第一款　［同上］ 第二款　金銭の分配（第十八条） ［第三款・第四款　同上］ ［第二節～第五節　同上］ ［第三編・第四編　同上］ 附則 （定義） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～二十七　同上］ 二十八　買換特例圧縮積立金　投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）若しくは第六十五条の八第一項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金であるものをいう。ただし、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する適用事業年度に関して、利益（法第百三十六条第一項に規定する利益をいう。以下同じ。）から当該適用事業年度に係る金銭の分配に係る計算書に基づき当該積立金として積み立てた額と貸借対照表上の当該積立金の額との合計額を控除した金額が、当該適用事業年度の第五十一条第一項に規定する税引前当期純利益金額として表示された金額から第五十四条第一項第一号に掲げる前期繰越損失の額を控除した金額（第十八条の二第一項第三号において「配当可能利益の額」という。）の百分の九十に相当する金額を超える場合において、積み立てたものを除く。 ［二十九～三十一　同上］

（買換特例圧縮積立金）

第十八条の二　買換特例圧縮積立金は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める金額を取り崩すことができるものとする。

一　買換資産（租税特別措置法第六十五条の七第一項の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）について、法人税法第三十一条第一項に規定する償却費として損金経理した額のうち同法第二十二条第三項の規定により損金の額に算入する額（以下この号において「損金算入額」という。）があるとき　当該買換資産に係る買換特例圧縮積立金として当該買換資産を取得した営業期間に係る金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた額に当該買換資産に係る損金算入額を当該買換資産の取得価額（租税特別措置法第六十五条の七第八項（同法第六十五条の八第十六項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合はこれらの規定による減額後の取得価額とする。）で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額

［二・三　略］

2　前項の規定にかかわらず、買換特例圧縮積立金は、租税特別措置法第六十五条の八第一項の規定の適用を受けた積立金を積み立てる方法により経理した金額について、同条第七項に規定する取得指定期間を経過するときは、当該金額から同条第九項の規定により益金の額に算入した額を控除して得た額に相当する金額を取り崩すものとする。

［号を削る。］

［号を削る。］

第三編　計算関係書類等

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（買換特例圧縮積立金）

第十八条の二　［同上］

一　買換資産（租税特別措置法第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）について、法人税法第三十一条第一項に規定する償却費として損金経理した額のうち同法第二十二条第三項の規定により損金の額に算入する額（以下この号において「損金算入額」という。）があるとき　当該買換資産に係る買換特例圧縮積立金として当該買換資産を取得した営業期間に係る金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた額に当該買換資産に係る損金算入額を当該買換資産の取得価額（租税特別措置法第六十五条の七第八項（同法第六十五条の八第十六項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第七項若しくは第二十条第十七項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合はこれらの規定による減額後の取得価額とする。）で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額

［二・三　同上］

2　前項の規定にかかわらず、買換特例圧縮積立金は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める金額を取り崩すものとする。

一　租税特別措置法第六十五条の八第一項の規定の適用を受けた積立金を積み立てる方法により経理した金額について、同条第七項に規定する取得指定期間を経過するとき　当該金額から同条第九項の規定により益金の額に算入した額を控除して得た額に相当する金額

二　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金を積み立てる方法により経理した金額について、同条第七項に規定する取得指定期間を経過するとき　当該金額から同条第九項の規定により益金の額に算入した額を控除して得た額に相当する金額

第三編　計算関係書類

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（買換特例圧縮積立金に関する経過措置）

2　投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下「改正法」という。）第十九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「旧震災特例法」という。）第十九条第一項（旧震災特例法第二十条第七項において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金（改正法附則第六十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）であるものについては、なお従前の例による。

○内閣府令第五十三号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項及び第四十四条の三第一項第四号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年四月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融商品取引業等に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限） **第百五十三条**　法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～三　略］ 四　当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券（次に掲げるものを除く。）の引受けに係る主幹事会社となること。 ［イ～ハ　略］ ニ　株券等（株券、新株予約権証券、社債券、投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社（第百四十七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。）としてその引受けに係る発行価格（新株予約権証券にあっては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、新投資口予約権証券にあっては新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新投資口予約権の行使により投資証券を発行する場合における当該投資証券の発行価格を、新株予約権付社債券にあっては利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、社債券（新株予約権付社債券を除く。）又は投資法人債券にあっては利率を含む。）の決定に適切に関与しているもの（イからハまでに該当するものを除く。） ［(1)～(7)　略］ ［五～十五　略］ ［2～4　略］	（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限） **第百五十三条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　株券等（株券、新株予約権証券、社債券、投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債券をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社（第百四十七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。）としてその引受けに係る発行価格（新株予約権証券にあっては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、新投資口予約権証券にあっては新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新投資口予約権の行使により投資証券を発行する場合における当該投資証券の発行価格を、新株予約権付社債券にあっては利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、社債券（新株予約権付社債券を除く。）又は投資法人債券にあっては利率を含む。）の決定に適切に関与しているもの（イからハまでに該当するものを除く。） ［(1)～(7)　同上］ ［五～十五　同上］ ［2～4　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第二号様式	**第二号様式**
【表紙】	【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書	【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　＿＿財務（支）局長	【提出先】　＿＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日	【提出日】　年　月　日
【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿	【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿	【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿	【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿	【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】(6)　＿＿＿＿＿＿＿＿	【安定操作に関する事項】(6)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(7)　名称　（所在地）	【縦覧に供する場所】(7)　名称　（所在地）
［第一部～第四部　略］	［第一部～第四部　同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［(1)～(10)　略］	［(1)～(10)　同左］
(11)　株式の引受け	(11)　［同左］
［ａ～ｃ　略］	［ａ～ｃ　同左］
ｄ　この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第31条の４第３項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（法第31条の４第４項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第147条第３号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。 (a)　提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容 (b)　当該株券の引受けに係る金商業等府令第153条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容 (c)　(b)の金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの	ｄ　この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第31条の４第３項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（法第31条の４第４項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第147条第３号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株券の引受けに係る金商業等府令第153条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。
(12)　新規発行新株予約権証券	(12)　［同左］
［ａ～ｐ　略］	［ａ～ｐ　同左］

q　「新株予約権証券の引受け」については、⑾に準じて記載すること。ただし、法第２条第６項第３号に掲げる方法による新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下ｑにおいて同じ。）の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。	q　［同左］
［(a)～(d)　略］	［(a)～(d)　同左］
(e)　この届出書に係る新株予約権証券の募集について、当該新株予約権証券が金商業等府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。 ⅰ　提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容 ⅱ　当該新株予約権証券の引受けに係る金商業等府令第153条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容 ⅲ　ⅱの金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの	(e)　この届出書に係る新株予約権証券の募集について、当該新株予約権証券が金商業等府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該新株予約権証券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。
(f)　［略］	(f)　［同左］
［⒀・⒁　略］	［⒀・⒁　同左］
⒂　社債の引受け及び社債管理の委託	⒂　［同左］
［ａ～ｇ　略］	［ａ～ｇ　同左］
ｈ　この届出書に係る社債券の募集について、当該社債券が金商業等府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。 (a)　提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容 (b)　当該社債券の引受けに係る金商業等府令第153条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容 (c)　(b)の金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの	ｈ　この届出書に係る社債券の募集について、当該社債券が金商業等府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該社債券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の商号又は名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。
［⒃～⒆　略］	［⒃～⒆　同左］

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

なお、第９条第９号に掲げる場合には、本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の募集又は売出しの相手方を有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の表紙に付記すること。

［(1)～(5)　略］

(6)　株式の引受け

［ａ～ｃ　略］

ｄ　この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第31条の４第３項に規定する親法人等をいう。）又は子法人等（法第31条の４第４項に規定する子法人等をいう。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第147条第３号に規定する主幹事会社をいう。(a)において同じ。）とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。

(a)　提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容

(b)　当該株券の引受けに係る金商業等府令第153条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容

(c)　(b)の金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの

［(7)～(26)　略］

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

［(1)～(5)　同左］

(6)　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第31条の４第３項に規定する親法人等をいう。）又は子法人等（法第31条の４第４項に規定する子法人等をいう。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（同令第147条第３号に規定する主幹事会社をいう。以下ｄにおいて同じ。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株券の引受けに係る同令第153条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

［(7)～(26)　同左］

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　＿＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】(6)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(7)　名称
（所在地）

［第一部～第七部　略］

（記載上の注意）

［(1)～(10)　略］

(11)　株式の引受け

［ａ～ｃ　略］

ｄ　この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第31条の４第３項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（法第31条の４第４項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第147条第３号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。

(a)　提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容

(b)　当該株券の引受けに係る金商業等府令第153条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容

(c)　(b)の金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの

(12)　新規発行新株予約権証券

［ａ～ｐ　略］

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　＿＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】(6)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(7)　名称
（所在地）

［第一部～第七部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(10)　同左］

(11)　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第31条の４第３項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（法第31条の４第４項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第147条第３号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株券の引受けに係る金商業等府令第153条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

(12)　［同左］

［ａ～ｐ　同左］

q　「新株予約権証券の引受け」については、⑾に準じて記載すること。ただし、法第２条第６項第３号に掲げる方法による新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下ｑにおいて同じ。）の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。	q　［同左］
［(a)～(d)　略］	［(a)～(d)　同左］
(e)　この届出書に係る新株予約権証券の募集について、当該新株予約権証券が金商業等府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。 ⅰ　提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容 ⅱ　当該新株予約権証券の引受けに係る金商業等府令第153条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容 ⅲ　ⅱの金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの	(e)　この届出書に係る新株予約権証券の募集について、当該新株予約権証券が金商業等府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該新株予約権証券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。
(f)　［略］	(f)　［同左］
［⒀・⒁　略］	［⒀・⒁　同左］
⒂　社債の引受け及び社債管理の委託	⒂　［同左］
［ａ～ｇ　略］	［ａ～ｇ　同左］
ｈ　この届出書に係る社債券の募集について、当該社債券が金商業等府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。 (a)　提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容 (b)　当該社債券の引受けに係る金商業等府令第153条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容 (c)　(b)の金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの	ｈ　この届出書に係る社債券の募集について、当該社債券が金商業等府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該社債券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の商号又は名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。
［⒃～㊽　略］	［⒃～㊽　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この府令は、令和六年八月一日から施行する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

２　第二条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式、第二号の四様式及び第二号の五様式は、この府令の施行の日以後に開始する有価証券の募集（金融商品取引法第四条第一項に規定する有価証券の募集をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始した有価証券の募集については、なお従前の例による。

省　令

○法務省令第二十八号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第百四十八条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項ただし書の規定に基づき、商業登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月十六日

法務大臣　小泉　龍司

商業登記規則等の一部を改正する省令

（商業登記規則の一部改正）

第一条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（登記事項証明書等の記載事項に関する特例） **第三十一条の二**　［略］ ［２～７　略］ **第三十一条の三**　株式会社の設立の登記、本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記、代表取締役若しくは代表執行役の就任若しくは住所変更による変更の登記、清算人の登記又は代表清算人の就任若しくは住所変更による変更の登記の申請をする者は、当該登記により登記簿に住所を記録すべき代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下この条において「代表取締役等」という。）の住所が記録される登記事項証明書又は登記事項要約書に、当該住所につき行政区画以外のものを記載しない措置（以下この条において「代表取締役等住所非表示措置」という。）を講ずるよう申し出ることができる。この場合においては、登記の申請書に代表取締役等住所非表示措置を講ずべき代表取締役等の氏名及び住所を記載するとともに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下この条において「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を発行している株式会社（以下この条において「上場会社」という。）であつて、既に代表取締役等住所非表示措置が講じられているものを除き、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。 一　上場会社以外の株式会社（代表取締役等住所非表示措置が講じられていない株式会社に限る。）　次のイからハまでに掲げる書面 イ　登記の申請がその代理を業とすることができる代理人（以下この条において「資格者代理人」という。）によつてされた場合において当該資格者代理人が当該株式会社の本店がその所在場所において実在することを確認した結果を記載した書面又は当該株式会社が受取人として記載された書面がその本店の所在場所に宛てて配達証明郵便若しくは信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして法務大臣の定めるものにより送付されたことを証する書面 ロ　代表取締役等の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該代表取締役等が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。以下この条において同じ。）。ただし、登記の申請書に当該証明書を添付した場合を除く。	（登記事項証明書等の記載事項に関する特例） **第三十一条の二**　［同上］ ［２～７　同上］ ［条を加える。］

ハ　登記の申請が資格者代理人によつてされた場合において当該資格者代理人が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定により確認を行つた当該株式会社の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第十一条第二項に規定する実質的支配者をいう。以下この号において同じ。）の本人特定事項（同法第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。以下この号において同じ。）を記載した書面その他の当該株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面。ただし、当該株式会社について商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和三年法務省告示第百八十七号）第七条に規定する実質的支配者情報一覧の写し（当該登記の申請の日の属する年度又はその前年度に同告示第二条の申出をしたものに限る。以下この条において同じ。）の交付又は同告示第二条の申出がされており、かつ、その旨が登記の申請書に記載された場合を除く。

二　上場会社以外の株式会社（既に代表取締役等住所非表示措置が講じられている株式会社に限る。）　代表取締役等の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書。ただし、登記の申請書に当該証明書を添付した場合を除く。

三　上場会社（代表取締役等住所非表示措置が講じられていない株式会社に限る。）　金融商品取引所に当該株式会社の株式が上場されていることを認めるに足りる書面

2　登記官は、前項の申出があつた場合において、当該申出が適当と認めるときは、代表取締役等住所非表示措置を講ずるものとする。

3　代表取締役等住所非表示措置が講じられている株式会社の登記の申請があつた場合において、代表取締役等住所非表示措置が講じられている代表取締役等の住所と同一のものを登記するときは、登記官は、当該代表取締役等の住所につき、引き続き代表取締役等住所非表示措置を講ずるものとする。

4　登記官は、次に掲げる場合には、現に効力を有する登記事項（清算結了又は第八十一条第一項若しくは第百十七条第三項の規定により登記記録が閉鎖されている場合においては、当該閉鎖時に現に効力を有していた登記事項）について代表取締役等住所非表示措置を終了させるものとする。

一　代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社から代表取締役等住所非表示措置を希望しない旨の申出があつたとき。

二　代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社の本店がその所在場所において実在すると認められないとき又は上場会社であつた当該株式会社が上場会社でなくなつたと認められるとき。ただし、当該株式会社の登記記録が閉鎖された場合を除く。

三　代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社の閉鎖された登記記録について復活すべき事由があると認められるとき。ただし、当該株式会社から当該事由がある旨の申出があつた場合を除く。

5　代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社が前項第一号に規定する申出をするときは、申出書に代表取締役等住所非表示措置を希望しない代表取締役等の氏名及び住所を記載するとともに、申出書又は委任による代理人の権限を証する書面に当該株式会社が登記所に提出している印鑑を押印しなければならない。

6　登記官は、代表取締役等住所非表示措置を講じ、又は終了させるに当たつて必要があると認めるときは、株式会社の代表取締役等に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求めることができる。

（帳簿等）

第三十四条　［略］

2　［略］

3　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。

［一～七　略］

七の二　住所非表示措置申出等書類つづり込み帳　第三十一条の二第一項及び第六項第一号の申出に関する書類（添付書面を含む。）並びに第三十一条の三第四項第一号の申出に関する書類（添付書面を含む。）

［八～十一　略］

［４・５　略］

（電子情報処理組織による登記の申請等）

第百一条　次に掲げる申請、申出、提出、届出又は請求（以下「申請等」という。）は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によつてすることができる。ただし、当該申請等は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならない。

一　［略］

一の二　第三十一条の二第一項及び第六項第一号、第三十一条の三第一項及び第四項第一号、第八十一条の二第一項、第七項及び第九項（第八十八条の二第二項（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）並びに第八十八条の二第一項（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）の申出（前号の登記の申請と同時にする場合に限る。以下第百五条の二第一項及び第百八条第一号において「住所非表示措置等の申出」という。）

［二～八　略］

［２～４　略］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（各種法人等登記規則の一部改正）

第二条　各種法人等登記規則（昭和三十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商業登記規則等の準用） **第五条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項、第二条から第六条まで、第九条から第十一条まで、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第三十一条の二まで、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第二項、第五十八条から第六十条まで、第七十五条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条及び第百十四条から第百十八条までの規定は各種法人等の登記について、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十六条第一項並びに同	（商業登記規則等の準用） **第五条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項、第二条から第六条まで、第九条から第十一条まで、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第二項、第五十八条から第六十条まで、第七十五条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条及び第百十四条から第百十八条までの規定は各種法人等の登記について、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十六条第一項並びに同規則第一条の二第二項、第六十一条

規則第一条の二第二項、第六十一条第一項、第六項及び第八項、第六十五条から第六十八条まで、第七十条から第七十四条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十条から第八十一条の二まで、第百十条並びに第百十三条の規定は各種法人の登記について、同規則第一条の二第三項、第九十三条、第九十四条第二項、第九十五条、第九十六条第一項（第三号から第六号までを除く。）及び第二項並びに第九十七条の規定は各種外国法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「新設合併」と、同規則第九十六条第一項第二号中「登記所の管轄区域内に日本における代表者の住所地がある場合（すべての日本における営業所を閉鎖した場合に限る。）」とあるのは「清算の開始の命令がある場合」と読み替えるものとする。

（特定目的会社登記規則の一部改正）

第三条　特定目的会社登記規則（平成十年法務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商業登記規則の準用） **第三条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第三十一条の二まで、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条、第五十八条から第六十条まで、第六十一条第一項から第八項まで、第六十五条、第六十六条第一項、第六十七条第一項、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条、第七十五条、第八十条から第八十一条の二まで、第九十三条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、第百十四条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、特定目的会社の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第六十一条第一項中「定款の定め」とあるのは「定款若しくは資産流動化計画の定め」と、「、定款」とあるのは「、定款、資産流動化計画」と、同規則第九十三条中「会社法第九百三十三条第五項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百三十四条第四項（同法第百四十四条第二項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。	（商業登記規則の準用） **第三条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条、第五十八条から第六十条まで、第六十一条第一項から第八項まで、第六十五条、第六十六条第一項、第六十七条第一項、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条、第七十五条、第八十条から第八十一条の二まで、第九十三条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、第百十四条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、特定目的会社の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第六十一条第一項中「定款の定め」とあるのは「定款若しくは資産流動化計画の定め」と、「、定款」とあるのは「、定款、資産流動化計画」と、同規則第九十三条中「会社法第九百三十三条第五項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百三十四条第四項（同法第百四十四条第二項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

（投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則の一部改正）

第四条　投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商業登記規則の準用） **第八条**　商業登記規則第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項、第九項、第十二項及び第十三項、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段及び第二項を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号及び第五号を除く。）、第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第四十七条、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十三条、第五十四条、第五十六条、第五十七条、第五十九条、第六十条、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第六十六条、第六十八条、第六十九条、第七十一条、第七十二条、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第七十八条、第八十条、第八十一条、第八十三条、第八十四条、第八十六条、第八十七条、第八十九条、第九十一条、第九十二条、第九十四条、第九十五条、第九十七条、第九十八条、第百条、第百一条、第百三条、第百四条、第百六条、第百七条、第百九条、第百十条、第百十一条、第百十三条、第百十四条、第百十六条、第百十七条、第百十九条、第百二十条、第百二十二条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十六条、第百二十八条、第百二十九条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十四条、第百三十五条、第百三十七条、第百三十八条、第百四十条、第百四十一条、第百四十三条、第百四十四条、第百四十六条、第百四十七条、第百四十九条、第百五十条、第百五十二条、第百五十三条、第百五十五条、第百五十六条、第百五十八条、第百五十九条、第百六十一条、第百六十二条、第百六十四条、第百六十五条、第百六十七条、第百六十八条、第百七十条、第百七十一条、第百七十三条、第百七十四条、第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条、第百八十条、第百八十二条、第百八十三条、第百八十五条、第百八十六条、第百八十八条、第百八十九条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十四条、第百九十五条、第百九十七条、第百九十八条、第二百条、第二百一条、第二百三条、第二百四条、第二百六条、第二百七条、第二百九条、第二百十条、第二百十二条、第二百十三条、第二百十五条、第二百十六条、第二百十八条、第二百十九条、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百三十条、第二百三十一条、第二百三十三条、第二百三十四条、第二百三十六条、第二百三十七条、第二百三十九条、第二百四十条、第二百四十二条、第二百四十三条、第二百四十五条、第二百四十六条、第二百四十八条、第二百四十九条、第二百五十一条、第二百五十二条、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百五十七条、第二百五十八条、第二百六十条、第二百六十一条、第二百六十三条、第二百六十四条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条、第二百七十条、第二百七十二条、第二百七十三条、第二百七十五条、第二百七十六条、第二百七十八条、第二百七十九条、第二百八十一条、第二百八十二条、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百八十七条、第二百八十八条、第二百九十条、第二百九十一条、第二百九十三条、第二百九十四条、第二百九十六条、第二百九十七条、第二百九十九条、第三百条、第三百一条、第三百三条、第三百四条、第三百六条、第三百七条、第三百九条、第三百十条、第三百十二条、第三百十三条、第三百十五条、第三百十六条、第三百十八条、第三百十九条、第三百二十一条、第三百二十二条、第三百二十四条、第三百二十五条、第三百二十七条、第三百二十八条、第三百三十条、第三百三十一条、第三百三十三条、第三百三十四条、第三百三十六条、第三百三十七条、第三百三十九条、第三百四十条、第三百四十二条、第三百四十三条、第三百四十五条、第三百四十六条、第三百四十八条、第三百四十九条、第三百五十一条、第三百五十二条、第三百五十四条、第三百五十五条、第三百五十七条、第三百五十八条、第三百六十条、第三百六十一条、第三百六十三条、第三百六十四条、第三百六十六条、第三百六十七条、第三百六十九条、第三百七十条、第三百七十二条、第三百七十三条、第三百七十五条、第三百七十六条、第三百七十八条、第三百七十九条、第三百八十一条、第三百八十二条、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十七条、第三百八十八条、第三百九十条、第三百九十一条、第三百九十三条、第三百九十四条、第三百九十六条、第三百九十七条、第三百九十九条、第四百条、第四百二条、第四百三条、第四百五条、第四百六条、第四百八条、第四百九条、第四百十一条、第四百十二条、第四百十四条、第四百十五条、第四百十七条、第四百十八条、第四百二十条、第四百二十一条、第四百二十三条、第四百二十四条、第四百二十六条、第四百二十七条、第四百二十九条、第四百三十条、第四百三十二条、第四百三十三条、第四百三十五条、第四百三十六条、第四百三十八条、第四百三十九条、第四百四十一条、第四百四十二条、第四百四十四条、第四百四十五条、第四百四十七条、第四百四十八条、第四百五十条、第四百五十一条、第四百五十三条、第四百五十四条、第四百五十六条、第四百五十七条、第四百五十九条、第四百六十条、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十五条、第四百六十六条、第四百六十八条、第四百六十九条、第四百七十一条、第四百七十二条、第四百七十四条、第四百七十五条、第四百七十七条、第四百七十八条、第四百八十条、第四百八十一条、第四百八十三条、第四百八十四条、第四百八十六条、第四百八十七条、第四百八十九条、第四百九十条、第四百九十二条、第四百九十三条、第四百九十五条、第四百九十六条、第四百九十八条、第四百九十九条、第五百一条、第五百二条、第五百四条、第五百五条、第五百七条、第五百八条、第五百十条、第五百十一条、第五百十三条、第五百十四条、第五百十六条、第五百十七条、第五百十九条、第五百二十条、第五百二十二条、第五百二十三条、第五百二十五条、第五百二十六条、第五百二十八条、第五百二十九条、第五百三十一条、第五百三十二条、第五百三十四条、第五百三十五条、第五百三十七条、第五百三十八条、第五百四十条、第五百四十一条、第五百四十三条、第五百四十四条、第五百四十六条、第五百四十七条、第五百四十九条、第五百五十条、第五百五十二条、第五百五十三条、第五百五十五条、第五百五十六条、第五百五十八条、第五百五十九条、第五百六十一条、第五百六十二条、第五百六十四条、第五百六十五条、第五百六十七条、第五百六十八条、第五百七十条、第五百七十一条、第五百七十三条、第五百七十四条、第五百七十六条、第五百七十七条、第五百七十九条、第五百八十条、第五百八十二条、第五百八十三条、第五百八十五条、第五百八十六条、第五百八十八条、第五百八十九条、第五百九十一条、第五百九十二条、第五百九十四条、第五百九十五条、第五百九十七条、第五百九十八条、第六百条、第六百一条、第六百三条、第六百四条、第六百六条、第六百七条、第六百九条、第六百十条、第六百十二条、第六百十三条、第六百十五条、第六百十六条、第六百十八条、第六百十九条、第六百二十一条、第六百二十二条、第六百二十四条、第六百二十五条、第六百二十七条、第六百二十八条、第六百三十条、第六百三十一条、第六百三十三条、第六百三十四条、第六百三十六条、第六百三十七条、第六百三十九条、第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十五条、第六百四十六条、第六百四十八条、第六百四十九条、第六百五十一条、第六百五十二条、第六百五十四条、第六百五十五条、第六百五十七条、第六百五十八条、第六百六十条、第六百六十一条、第六百六十三条、第六百六十四条、第六百六十六条、第六百六十七条、第六百六十九条、第六百七十条、第六百七十二条、第六百七十三条、第六百七十五条、第六百七十六条、第六百七十八条、第六百七十九条、第六百八十一条、第六百八十二条、第六百八十四条、第六百八十五条、第六百八十七条、第六百八十八条、第六百九十条、第六百九十一条、第六百九十三条、第六百九十四条、第六百九十六条、第六百九十七条、第六百九十九条、第七百条、第七百二条、第七百三条、第七百五条、第七百六条、第七百八条、第七百九条、第七百十一条、第七百十二条、第七百十四条、第七百十五条、第七百十七条、第七百十八条、第七百二十条、第七百二十一条、第七百二十三条、第七百二十四条、第七百二十六条、第七百二十七条、第七百二十九条、第七百三十条、第七百三十二条、第七百三十三条、第七百三十五条、第七百三十六条、第七百三十八条、第七百三十九条、第七百四十一条、第七百四十二条、第七百四十四条、第七百四十五条、第七百四十七条、第七百四十八条、第七百五十条、第七百五十一条、第七百五十三条、第七百五十四条、第七百五十六条、第七百五十七条、第七百五十九条、第七百六十条、第七百六十二条、第七百六十三条、第七百六十五条、第七百六十六条、第七百六十八条、第七百六十九条、第七百七十一条、第七百七十二条、第七百七十四条、第七百七十五条、第七百七十七条、第七百七十八条、第七百八十条、第七百八十一条、第七百八十三条、第七百八十四条、第七百八十六条、第七百八十七条、第七百八十九条、第七百九十条、第七百九十二条、第七百九十三条、第七百九十五条、第七百九十六条、第七百九十八条、第七百九十九条、第八百一条、第八百二条、第八百四条、第八百五条、第八百七条、第八百八条、第八百十条、第八百十一条、第八百十三条、第八百十四条、第八百十六条、第八百十七条、第八百十九条、第八百二十条、第八百二十二条、第八百二十三条、第八百二十五条、第八百二十六条、第八百二十八条、第八百二十九条、第八百三十一条、第八百三十二条、第八百三十四条、第八百三十五条、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十条、第八百四十一条、第八百四十三条、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百四十九条、第八百五十条、第八百五十二条、第八百五十三条、第八百五十五条、第八百五十六条、第八百五十八条、第八百五十九条、第八百六十一条、第八百六十二条、第八百六十四条、第八百六十五条、第八百六十七条、第八百六十八条、第八百七十条、第八百七十一条、第八百七十三条、第八百七十四条、第八百七十六条、第八百七十七条、第八百七十九条、第八百八十条、第八百八十二条、第八百八十三条、第八百八十五条、第八百八十六条、第八百八十八条、第八百八十九条、第八百九十一条、第八百九十二条、第八百九十四条、第八百九十五条、第八百九十七条、第八百九十八条、第九百条、第九百一条、第九百三条、第九百四条、第九百六条、第九百七条、第九百九条、第九百十条、第九百十二条、第九百十三条、第九百十五条、第九百十六条、第九百十八条、第九百十九条、第九百二十一条、第九百二十二条、第九百二十四条、第九百二十五条、第九百二十七条、第九百二十八条、第九百三十条、第九百三十一条、第九百三十三条、第九百三十四条、第九百三十六条、第九百三十七条、第九百三十九条、第九百四十条、第九百四十二条、第九百四十三条、第九百四十五条、第九百四十六条、第九百四十八条、第九百四十九条、第九百五十一条、第九百五十二条、第九百五十四条、第九百五十五条、第九百五十七条、第九百五十八条、第九百六十条、第九百六十一条、第九百六十三条、第九百六十四条、第九百六十六条、第九百六十七条、第九百六十九条、第九百七十条、第九百七十二条、第九百七十三条、第九百七十五条、第九百七十六条、第九百七十八条、第九百七十九条、第九百八十一条、第九百八十二条、第九百八十四条、第九百八十五条、第九百八十七条、第九百八十八条、第九百九十条、第九百九十一条、第九百九十三条、第九百九十四条、第九百九十六条、第九百九十七条、第九百九十九条、第千条、第千一条、第千三条、第千四条、第千六条、第千七条、第千九条、第千十条、第千十二条、第千十三条、第千十五条、第千十六条、第千十八条、第千十九条、第千二十一条、第千二十二条、第千二十四条、第千二十五条、第千二十七条、第千二十八条、第千三十条、第千三十一条、第千三十三条、第千三十四条、第千三十六条、第千三十七条、第千三十九条、第千四十条、第千四十二条、第千四十三条、第千四十五条、第千四十六条、第千四十八条、第千四十九条、第千五十一条、第千五十二条、第千五十四条、第千五十五条、第千五十七条、第千五十八条、第千六十条、第千六十一条、第千六十三条、第千六十四条、第千六十六条、第千六十七条、第千六十九条、第千七十条、第千七十二条、第千七十三条、第千七十五条、第千七十六条、第千七十八条、第千七十九条、第千八十一条、第千八十二条、第千八十四条、第千八十五条、第千八十七条、第千八十八条、第千九十条、第千九十一条、第千九十三条、第千九十四条、第千九十六条、第千九十七条、第千九十九条、第二千条、第二千一条、第二千三条、第二千四条、第二千六条、第二千七条、第二千九条、第二千十条、第二千十二条、第二千十三条、第二千十五条、第二千十六条、第二千十八条、第二千十九条、第二千二十一条、第二千二十二条、第二千二十四条、第二千二十五条、第二千二十七条、第二千二十八条、第二千三十条、第二千三十一条、第二千三十三条、第二千三十四条、第二千三十六条、第二千三十七条、第二千三十九条、第二千四十条、第二千四十二条、第二千四十三条、第二千四十五条、第二千四十六条、第二千四十八条、第二千四十九条、第二千五十一条、第二千五十二条、第二千五十四条、第二千五十五条、第二千五十七条、第二千五十八条、第二千六十条、第二千六十一条、第二千六十三条、第二千六十四条、第二千六十六条、第二千六十七条、第二千六十九条、第二千七十条、第二千七十二条、第二千七十三条、第二千七十五条、第二千七十六条、第二千七十八条、第二千七十九条、第二千八十一条、第二千八十二条、第二千八十四条、第二千八十五条、第二千八十七条、第二千八十八条、第二千九十条、第二千九十一条、第二千九十三条、第二千九十四条、第二千九十六条、第二千九十七条、第二千九十九条、第三千条、第三千一条、第三千三条、第三千四条、第三千六条、第三千七条、第三千九条、第三千十条、第三千十二条、第三千十三条、第三千十五条、第三千十六条、第三千十八条、第三千十九条、第三千二十一条、第三千二十二条、第三千二十四条、第三千二十五条、第三千二十七条、第三千二十八条、第三千三十条、第三千三十一条、第三千三十三条、第三千三十四条、第三千三十六条、第三千三十七条、第三千三十九条、第三千四十条、第三千四十二条、第三千四十三条、第三千四十五条、第三千四十六条、第三千四十八条、第三千四十九条、第三千五十一条、第三千五十二条、第三千五十四条、第三千五十五条、第三千五十七条、第三千五十八条、第三千六十条、第三千六十一条、第三千六十三条、第三千六十四条、第三千六十六条、第三千六十七条、第三千六十九条、第三千七十条、第三千七十二条、第三千七十三条、第三千七十五条、第三千七十六条、第三千七十八条、第三千七十九条、第三千八十一条、第三千八十二条、第三千八十四条、第三千八十五条、第三千八十七条、第三千八十八条、第三千九十条、第三千九十一条、第三千九十三条、第三千九十四条、第三千九十六条、第三千九十七条、第三千九十九条、第四千条、第四千二条、第四千三条、第四千五条、第四千六条、第四千八条、第四千九条、第四千十一条、第四千十二条、第四千十四条、第四千十五条、第四千十七条、第四千十八条、第四千二十条、第四千二十一条、第四千二十三条、第四千二十四条、第四千二十六条、第四千二十七条、第四千二十九条、第四千三十条、第四千三十二条、第四千三十三条、第四千三十五条、第四千三十六条、第四千三十八条、第四千三十九条、第四千四十一条、第四千四十二条、第四千四十四条、第四千四十五条、第四千四十七条、第四千四十八条、第四千五十条、第四千五十一条、第四千五十三条、第四千五十四条、第四千五十六条、第四千五十七条、第四千五十九条、第四千六十条、第四千六十二条、第四千六十三条、第四千六十五条、第四千六十六条、第四千六十八条、第四千六十九条、第四千七十一条、第四千七十二条、第四千七十四条、第四千七十五条、第四千七十七条、第四千七十八条、第四千八十条、第四千八十一条、第四千八十三条、第四千八十四条、第四千八十六条、第四千八十七条、第四千八十九条、第四千九十条、第四千九十二条、第四千九十三条、第四千九十五条、第四千九十六条、第四千九十八条、第四千九十九条、第五千一条、第五千二条、第五千四条、第五千五条、第五千七条、第五千八条、第五千十条、第五千十一条、第五千十三条、第五千十四条、第五千十六条、第五千十七条、第五千十九条、第五千二十条、第五千二十二条、第五千二十三条、第五千二十五条、第五千二十六条、第五千二十八条、第五千二十九条、第五千三十一条、第五千三十二条、第五千三十四条、第五千三十五条、第五千三十七条、第五千三十八条、第五千四十条、第五千四十一条、第五千四十三条、第五千四十四条、第五千四十六条、第五千四十七条、第五千四十九条、第五千五十条、第五千五十二条、第五千五十三条、第五千五十五条、第五千五十六条、第五千五十八条、第五千五十九条、第五千六十一条、第五千六十二条、第五千六十四条、第五千六十五条、第五千六十七条、第五千六十八条、第五千七十条、第五千七十一条、第五千七十三条、第五千七十四条、第五千七十六条、第五千七十七条、第五千七十九条、第五千八十条、第五千八十二条、第五千八十三条、第五千八十五条、第五千八十六条、第五千八十八条、第五千八十九条、第五千九十一条、第五千九十二条、第五千九十四条、第五千九十五条、第五千九十七条、第五千九十八条、第六千条、第六千一条、第六千三条、第六千四条、第六千六条、第六千七条、第六千九条、第六千十条、第六千十二条、第六千十三条、第六千十五条、第六千十六条、第六千十八条、第六千十九条、第六千二十一条、第六千二十二条、第六千二十四条、第六千二十五条、第六千二十七条、第六千二十八条、第六千三十条、第六千三十一条、第六千三十三条、第六千三十四条、第六千三十六条、第六千三十七条、第六千三十九条、第六千四十条、第六千四十二条、第六千四十三条、第六千四十五条、第六千四十六条、第六千四十八条、第六千四十九条、第六千五十一条、第六千五十二条、第六千五十四条、第六千五十五条、第六千五十七条、第六千五十八条、第六千六十条、第六千六十一条、第六千六十三条、第六千六十四条、第六千六十六条、第六千六十七条、第六千六十九条、第六千七十条、第六千七十二条、第六千七十三条、第六千七十五条、第六千七十六条、第六千七十八条、第六千七十九条、第六千八十一条、第六千八十二条、第六千八十四条、第六千八十五条、第六千八十七条、第六千八十八条、第六千九十条、第六千九十一条、第六千九十三条、第六千九十四条、第六千九十六条、第六千九十七条、第六千九十九条、第七千条、第七千二条、第七千三条、第七千五条、第七千六条、第七千八条、第七千九条、第七千十一条、第七千十二条、第七千十四条、第七千十五条、第七千十七条、第七千十八条、第七千二十条、第七千二十一条、第七千二十三条、第七千二十四条、第七千二十六条、第七千二十七条、第七千二十九条、第七千三十条、第七千三十二条、第七千三十三条、第七千三十五条、第七千三十六条、第七千三十八条、第七千三十九条、第七千四十一条、第七千四十二条、第七千四十四条、第七千四十五条、第七千四十七条、第七千四十八条、第七千五十条、第七千五十一条、第七千五十三条、第七千五十四条、第七千五十六条、第七千五十七条、第七千五十九条、第七千六十条、第七千六十二条、第七千六十三条、第七千六十五条、第七千六十六条、第七千六十八条、第七千六十九条、第七千七十一条、第七千七十二条、第七千七十四条、第七千七十五条、第七千七十七条、第七千七十八条、第七千八十条、第七千八十一条、第七千八十三条、第七千八十四条、第七千八十六条、第七千八十七条、第七千八十九条、第七千九十条、第七千九十二条、第七千九十三条、第七千九十五条、第七千九十六条、第七千九十八条、第七千九十九条、第八千一条、第八千二条、第八千四条、第八千五条、第八千七条、第八千八条、第八千十条、第八千十一条、第八千十三条、第八千十四条、第八千十六条、第八千十七条、第八千十九条、第八千二十条、第八千二十二条、第八千二十三条、第八千二十五条、第八千二十六条、第八千二十八条、第八千二十九条、第八千三十一条、第八千三十二条、第八千三十四条、第八千三十五条、第八千三十七条、第八千三十八条、第八千四十条、第八千四十一条、第八千四十三条、第八千四十四条、第八千四十六条、第八千四十七条、第八千四十九条、第八千五十条、第八千五十二条、第八千五十三条、第八千五十五条、第八千五十六条、第八千五十八条、第八千五十九条、第八千六十一条、第八千六十二条、第八千六十四条、第八千六十五条、第八千六十七条、第八千六十八条、第八千七十条、第八千七十一条、第八千七十三条、第八千七十四条、第八千七十六条、第八千七十七条、第八千七十九条、第八千八十条、第八千八十二条、第八千八十三条、第八千八十五条、第八千八十六条、第八千八十八条、第八千八十九条、第八千九十一条、第八千九十二条、第八千九十四条、第八千九十五条、第八千九十七条、第八千九十八条、第九千条、第九千一条、第九千三条、第九千四条、第九千六条、第九千七条、第九千九条、第九千十条、第九千十二条、第九千十三条、第九千十五条、第九千十六条、第九千十八条、第九千十九条、第九千二十一条、第九千二十二条、第九千二十四条、第九千二十五条、第九千二十七条、第九千二十八条、第九千三十条、第九千三十一条、第九千三十三条、第九千三十四条、第九千三十六条、第九千三十七条、第九千三十九条、第九千四十条、第九千四十二条、第九千四十三条、第九千四十五条、第九千四十六条、第九千四十八条、第九千四十九条、第九千五十一条、第九千五十二条、第九千五十四条、第九千五十五条、第九千五十七条、第九千五十八条、第九千六十条、第九千六十一条、第九千六十三条、第九千六十四条、第九千六十六条、第九千六十七条、第九千六十九条、第九千七十条、第九千七十二条、第九千七十三条、第九千七十五条、第九千七十六条、第九千七十八条、第九千七十九条、第九千八十一条、第九千八十二条、第九千八十四条、第九千八十五条、第九千八十七条、第九千八十八条、第九千九十条、第九千九十一条、第九千九十三条、第九千九十四条、第九千九十六条、第九千九十七条、第九千九十九条、第一万条、第一万一条、第一万三条、第一万四条、第一万六条、第一万七条、第一万九条、第一万十条、第一万十二条、第一万十三条、第一万十五条、第一万十六条、第一万十八条、第一万十九条、第一万二十一条、第一万二十二条、第一万二十四条、第一万二十五条、第一万二十七条、第一万二十八条、第一万三十条、第一万三十一条、第一万三十三条、第一万三十四条、第一万三十六条、第一万三十七条、第一万三十九条、第一万四十条、第一万四十二条、第一万四十三条、第一万四十五条、第一万四十六条、第一万四十八条、第一万四十九条、第一万五十一条、第一万五十二条、第一万五十四条、第一万五十五条、第一万五十七条、第一万五十八条、第一万六十条、第一万六十一条、第一万六十三条、第一万六十四条、第一万六十六条、第一万六十七条、第一万六十九条、第一万七十条、第一万七十二条、第一万七十三条、第一万七十五条、第一万七十六条、第一万七十八条、第一万七十九条、第一万八十一条、第一万八十二条、第一万八十四条、第一万八十五条、第一万八十七条、第一万八十八条、第一万九十条、第一万九十一条、第一万九十三条、第一万九十四条、第一万九十六条、第一万九十七条、第一万九十九条、第二万条、第二万一条、第二万三条、第二万四条、第二万六条、第二万七条、第二万九条、第二万十条、第二万十二条、第二万十三条、第二万十五条、第二万十六条、第二万十八条、第二万十九条、第二万二十一条、第二万二十二条、第二万二十四条、第二万二十五条、第二万二十七条、第二万二十八条、第二万三十条、第二万三十一条、第二万三十三条、第二万三十四条、第二万三十六条、第二万三十七条、第二万三十九条、第二万四十条、第二万四十二条、第二万四十三条、第二万四十五条、第二万四十六条、第二万四十八条、第二万四十九条、第二万五十一条、第二万五十二条、第二万五十四条、第二万五十五条、第二万五十七条、第二万五十八条、第二万六十条、第二万六十一条、第二万六十三条、第二万六十四条、第二万六十六条、第二万六十七条、第二万六十九条、第二万七十条、第二万七十二条、第二万七十三条、第二万七十五条、第二万七十六条、第二万七十八条、第二万七十九条、第二万八十一条、第二万八十二条、第二万八十四条、第二万八十五条、第二万八十七条、第二万八十八条、第二万九十条、第二万九十一条、第二万九十三条、第二万九十四条、第二万九十六条、第二万九十七条、第二万九十九条、第三万条、第三万一条、第三万三条、第三万四条、第三万六条、第三万七条、第三万九条、第三万十条、第三万十二条、第三万十三条、第三万十五条、第三万十六条、第三万十八条、第三万十九条、第三万二十一条、第三万二十二条、第三万二十四条、第三万二十五条、第三万二十七条、第三万二十八条、第三万三十条、第三万三十一条、第三万三十三条、第三万三十四条、第三万三十六条、第三万三十七条、第三万三十九条、第三万四十条、第三万四十二条、第三万四十三条、第三万四十五条、第三万四十六条、第三万四十八条、第三万四十九条、第三万五十一条、第三万五十二条、第三万五十四条、第三万五十五条、第三万五十七条、第三万五十八条、第三万六十条、第三万六十一条、第三万六十三条、第三万六十四条、第三万六十六条、第三万六十七条、第三万六十九条、第三万七十条、第三万七十二条、第三万七十三条、第三万七十五条、第三万七十六条、第三万七十八条、第三万七十九条、第三万八十一条、第三万八十二条、第三万八十四条、第三万八十五条、第三万八十七条、第三万八十八条、第三万九十条、第三万九十一条、第三万九十三条、第三万九十四条、第三万九十六条、第三万九十七条、第三万九十九条、第四万条、第四万二条、第四万三条、第四万五条、第四万六条、第四万八条、第四万九条、第四万十一条、第四万十二条、第四万十四条、第四万十五条、第四万十七条、第四万十八条、第四万二十条、第四万二十一条、第四万二十三条、第四万二十四条、第四万二十六条、第四万二十七条、第四万二十九条、第四万三十条、第四万三十二条、第四万三十三条、第四万三十五条、第四万三十六条、第四万三十八条、第四万三十九条、第四万四十一条、第四万四十二条、第四万四十四条、第四万四十五条、第四万四十七条、第四万四十八条、第四万五十条、第四万五十一条、第四万五十三条、第四万五十四条、第四万五十六条、第四万五十七条、第四万五十九条、第四万六十条、第四万六十二条、第四万六十三条、第四万六十五条、第四万六十六条、第四万六十八条、第四万六十九条、第四万七十一条、第四万七十二条、第四万七十四条、第四万七十五条、第四万七十七条、第四万七十八条、第四万八十条、第四万八十一条、第四万八十三条、第四万八十四条、第四万八十六条、第四万八十七条、第四万八十九条、第四万九十条、第四万九十二条、第四万九十三条、第四万九十五条、第四万九十六条、第四万九十八条、第四万九十九条、第五万一条、第五万二条、第五万四条、第五万五条、第五万七条、第五万八条、第五万十条、第五万十一条、第五万十三条、第五万十四条、第五万十六条、第五万十七条、第五万十九条、第五万二十条、第五万二十二条、第五万二十三条、第五万二十五条、第五万二十六条、第五万二十八条、第五万二十九条、第五万三十一条、第五万三十二条、第五万三十四条、第五万三十五条、第五万三十七条、第五万三十八条、第五万四十条、第五万四十一条、第五万四十三条、第五万四十四条、第五万四十六条、第五万四十七条、第五万四十九条、第五万五十条、第五万五十二条、第五万五十三条、第五万五十五条、第五万五十六条、第五万五十八条、第五万五十九条、第五万六十一条、第五万六十二条、第五万六十四条、第五万六十五条、第五万六十七条、第五万六十八条、第五万七十条、第五万七十一条、第五万七十三条、第五万七十四条、第五万七十六条、第五万七十七条、第五万七十九条、第五万八十条、第五万八十二条、第五万八十三条、第五万八十五条、第五万八十六条、第五万八十八条、第五万八十九条、第五万九十一条、第五万九十二条、第五万九十四条、第五万九十五条、第五万九十七条、第五万九十八条、第六万条、第六万一条、第六万三条、第六万四条、第六万六条、第六万七条、第六万九条、第六万十条、第六万十二条、第六万十三条、第六万十五条、第六万十六条、第六万十八条、第六万十九条、第六万二十一条、第六万二十二条、第六万二十四条、第六万二十五条、第六万二十七条、第六万二十八条、第六万三十条、第六万三十一条、第六万三十三条、第六万三十四条、第六万三十六条、第六万三十七条、第六万三十九条、第六万四十条、第六万四十二条、第六万四十三条、第六万四十五条、第六万四十六条、第六万四十八条、第六万四十九条、第六万五十一条、第六万五十二条、第六万五十四条、第六万五十五条、第六万五十七条、第六万五十八条、第六万六十条、第六万六十一条、第六万六十三条、第六万六十四条、第六万六十六条、第六万六十七条、第六万六十九条、第六万七十条、第六万七十二条、第六万七十三条、第六万七十五条、第六万七十六条、第六万七十八条、第六万七十九条、第六万八十一条、第六万八十二条、第六万八十四条、第六万八十五条、第六万八十七条、第六万八十八条、第六万九十条、第六万九十一条、第六万九十三条、第六万九十四条、第六万九十六条、第六万九十七条、第六万九十九条、第七万条、第七万二条、第七万三条、第七万五条、第七万六条、第七万八条、第七万九条、第七万十一条、第七万十二条、第七万十四条、第七万十五条、第七万十七条、第七万十八条、第七万二十条、第七万二十一条、第七万二十三条、第七万二十四条、第七万二十六条、第七万二十七条、第七万二十九条、第七万三十条、第七万三十二条、第七万三十三条、第七万三十五条、第七万三十六条、第七万三十八条、第七万三十九条、第七万四十一条、第七万四十二条、第七万四十四条、第七万四十五条、第七万四十七条、第七万四十八条、第七万五十条、第七万五十一条、第七万五十三条、第七万五十四条、第七万五十六条、第七万五十七条、第七万五十九条、第七万六十条、第七万六十二条、第七万六十三条、第七万六十五条、第七万六十六条、第七万六十八条、第七万六十九条、第七万七十一条、第七万七十二条、第七万七十四条、第七万七十五条、第七万七十七条、第七万七十八条、第七万八十条、第七万八十一条、第七万八十三条、第七万八十四条、第七万八十六条、第七万八十七条、第七万八十九条、第七万九十条、第七万九十二条、第七万九十三条、第七万九十五条、第七万九十六条、第七万九十八条、第七万九十九条、第八万一条、第八万二条、第八万四条、第八万五条、第八万七条、第八万八条、第八万十条、第八万十一条、第八万十三条、第八万十四条、第八万十六条、第八万十七条、第八万十九条、第八万二十条、第八万二十二条、第八万二十三条、第八万二十五条、第八万二十六条、第八万二十八条、第八万二十九条、第八万三十一条、第八万三十二条、第八万三十四条、第八万三十五条、第八万三十七条、第八万三十八条、第八万四十条、第八万四十一条、第八万四十三条、第八万四十四条、第八万四十六条、第八万四十七条、第八万四十九条、第八万五十条、第八万五十二条、第八万五十三条、第八万五十五条、第八万五十六条、第八万五十八条、第八万五十九条、第八万六十一条、第八万六十二条、第八万六十四条、第八万六十五条、第八万六十七条、第八万六十八条、第八万七十条、第八万七十一条、第八万七十三条、第八万七十四条、第八万七十六条、第八万七十七条、第八万七十九条、第八万八十条、第八万八十二条、第八万八十三条、第八万八十五条、第八万八十六条、第八万八十八条、第八万八十九条、第八万九十一条、第八万九十二条、第八万九十四条、第八万九十五条、第八万九十七条、第八万九十八条、第九万条、第九万一条、第九万三条、第九万四条、第九万六条、第九万七条、第九万九条、第九万十条、第九万十二条、第九万十三条、第九万十五条、第九万十六条、第九万十八条、第九万十九条、第九万二十一条、第九万二十二条、第九万二十四条、第九万二十五条、第九万二十七条、第九万二十八条、第九万三十条、第九万三十一条、第九万三十三条、第九万三十四条、第九万三十六条、第九万三十七条、第九万三十九条、第九万四十条、第九万四十二条、第九万四十三条、第九万四十五条、第九万四十六条、第九万四十八条、第九万四十九条、第九万五十一条、第九万五十二条、第九万五十四条、第九万五十五条、第九万五十七条、第九万五十八条、第九万六十条、第九万六十一条、第九万六十三条、第九万六十四条、第九万六十六条、第九万六十七条、第九万六十九条、第九万七十条、第九万七十二条、第九万七十三条、第九万七十五条、第九万七十六条、第九万七十八条、第九万七十九条、第九万八十一条、第九万八十二条、第九万八十四条、第九万八十五条、第九万八十七条、第九万八十八条、第九万九十条、第九万九十一条、第九万九十三条、第九万九十四条、第九万九十六条、第九万九十七条、第九万九十九条、第十万条、第十万一条、第

一条（第三項第二号を除く。）、第二十二条第一項前段及び第二項、第二十七条から第二十九条まで、第三十条（第一項第四号を除く。）、第三十一条、第三十一条の二、第三十二条から第三十六条まで、第三十六条の三から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十条から第八十一条の二まで、第八十四条、第八十七条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで並びに第百十八条の規定は、組合契約の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の五第三項、第二十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条の五並びに第三十三条の六第二項中「被証明事項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）第三条第一項各号に掲げる事項（同条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第四号に掲げる事項を除き、同条第二項各号に定める事項を含む。）」と、同規則第九条第九項中「後見人」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、同規則第三十三条の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則第三条第二項第一号及び第二号に掲げる者」と、同規則第五十条第一項中「商号」とあるのは「組合の名称」と、同規則第百一条第二項中「後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）又は管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員若しくは清算人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）又は有限責任事業組合の組合員若しくは清算人（当該組合員又は清算人が法人である場合にあつては、当該組合員又は清算人の職務を行うべき者）」と読み替えるものとする。

（投資法人登記規則の一部改正）

第五条　投資法人登記規則（平成十年法務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商業登記規則の準用） **第三条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十条まで、第十一条、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第三十一条の二まで、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条、第六十一条第一項から第八項まで、第六十五条、第六十六条、第六十八条、第七十条、第七十二条第一項第一号及び第二項、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第八十条から第八十一条の二まで、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百十二条まで、第百十四条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、投資法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは、「登記所」と読み替えるものとする。	（商業登記規則の準用） **第三条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十条まで、第十一条、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条、第六十一条第一項から第八項まで、第六十五条、第六十六条、第六十八条、第七十条、第七十二条第一項第一号及び第二項、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第八十条から第八十一条の二まで、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百十二条まで、第百十四条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、投資法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは、「登記所」と読み替えるものとする。

一条（第三項第二号を除く。）、第二十二条第一項前段及び第二項、第二十七条から第二十九条まで、第三十条（第一項第四号を除く。）、第三十一条、第三十一条の二、第三十二条から第三十六条まで、第三十六条の三から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十条から第八十一条の二まで、第八十四条、第八十七条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで並びに第百十八条の規定は、組合契約の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の五第三項、第二十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条の五並びに第三十三条の六第二項中「被証明事項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）第三条第一項各号に掲げる事項（同条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第四号に掲げる事項を除き、同条第二項各号に定める事項を含む。）」と、同規則第九条第九項中「後見人」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、同規則第三十三条の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則第三条第二項第一号及び第二号に掲げる者」と、同規則第五十条第一項中「商号」とあるのは「組合の名称」と、同規則第百一条第二項中「後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）又は管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員若しくは清算人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）又は有限責任事業組合の組合員若しくは清算人（当該組合員又は清算人が法人である場合にあつては、当該組合員又は清算人の職務を行うべき者）」と読み替えるものとする。

（限定責任信託登記規則の一部改正）

第六条　限定責任信託登記規則（平成十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商業登記規則の準用） **第八条**　商業登記規則第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項、第九項及び第十一項から第十三項まで、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十条まで、第十一条、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号及び第五号を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項第二号を除く。）、第二十二条、第二十七条から第二十九条まで、第三十条（第一項第四号を除く。）、第三十一条、第三十一条の二、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十一条、第八十一条の二、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、限定責任信託の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の四第一項、第九条の五第三項、第二十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条の五並びに第三十三条の六第二項第一号中「被証明事項」とあるのは「限定責任信託登記規則（平成十九年法務省令第四十六号）第三条第一項各号に掲げる事項（同条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第四号に掲げる事項を除き、同条第二項各号に定める事項を含む。）」と、同規則第九条第九項中「後見人」とあるのは「限定責任信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人又は清算受託者」と、同条第十項並びに同規則第九条の四第二項、第百一条第二項及び第百十一条（見出しを含む。）中「管財人等」とあるのは「破産管財人等」と、同規則第九条の四第二項及び第百一条第二項中「後見人」とあるのは「限定責任信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人若しくは清算受託者」と、同規則第九条の六第一項中「第九条第一項及び第七項、第九条の四第一項並びに第九条の五第三項」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第一項及び第二項並びに同規則第八条において準用する第九条第七項、第九条の四第一項及び第九条の五第三項」と、同規則第二十二条第一項中「第九条第二項及び第九条の四第二項」とあるのは「第九条の四第二項」と、同規則第三十三条の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第二項各号に掲げる者」と、同規則第五十条第一項中「商号」とあるのは「限定責任信託の名称」と、同規則第八十一条第一項第一号中「解散」とあるのは「終了」と、同規則第八十一条の二第一項、第二項第一号、第四項、第七項及び第九項中「会社の代表者」とあるのは「限定責任信託の受託者又は清算受託者」と、同条第一項中「役員（取締役、監査役、執行役、会計参与又は会計監査人をいう。以下この条において同じ。）又は清算人」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人又は清算受託者」と、同条第一項、第二項第二号及び第三号並びに第六項中「役員又は清算人」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人又は清算受託者」と、同条第二項第一号中「会社の商号及び本店の所在場所」とあるのは「限定責任信託の名称及び事務処理地」と、同条第七項及び第九項中「会社の登記簿」とあるのは「限定責任信託の登記簿」と、同条第十項中「清算人」とあるのは「清算受託者」と読み替えるものとする。	（商業登記規則の準用） **第八条**　商業登記規則第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項、第九項及び第十一項から第十三項まで、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十条まで、第十一条、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号及び第五号を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項第二号を除く。）、第二十二条、第二十七条から第二十九条まで、第三十条（第一項第四号を除く。）、第三十一条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十一条、第八十一条の二、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、限定責任信託の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の四第一項、第九条の五第三項、第二十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条の五並びに第三十三条の六第二項第一号中「被証明事項」とあるのは「限定責任信託登記規則（平成十九年法務省令第四十六号）第三条第一項各号に掲げる事項（同条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第四号に掲げる事項を除き、同条第二項各号に定める事項を含む。）」と、同規則第九条第九項中「後見人」とあるのは「限定責任信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人又は清算受託者」と、同条第十項並びに同規則第九条の四第二項、第百一条第二項及び第百十一条（見出しを含む。）中「管財人等」とあるのは「破産管財人等」と、同規則第九条の四第二項及び第百一条第二項中「後見人」とあるのは「限定責任信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人若しくは清算受託者」と、同規則第九条の六第一項中「第九条第一項及び第七項、第九条の四第一項並びに第九条の五第三項」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第一項及び第二項並びに同規則第八条において準用する第九条第七項、第九条の四第一項及び第九条の五第三項」と、同規則第二十二条第一項中「第九条第二項及び第九条の四第二項」とあるのは「第九条の四第二項」と、同規則第三十三条の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第二項各号に掲げる者」と、同規則第五十条第一項中「商号」とあるのは「限定責任信託の名称」と、同規則第八十一条第一項第一号中「解散」とあるのは「終了」と、同規則第八十一条の二第一項、第二項第一号、第四項、第七項及び第九項中「会社の代表者」とあるのは「限定責任信託の受託者又は清算受託者」と、同条第一項中「役員（取締役、監査役、執行役、会計参与又は会計監査人をいう。以下この条において同じ。）又は清算人」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人又は清算受託者」と、同条第一項、第二項第二号及び第三号並びに第六項中「役員又は清算人」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人又は清算受託者」と、同条第二項第一号中「会社の商号及び本店の所在場所」とあるのは「限定責任信託の名称及び事務処理地」と、同条第七項及び第九項中「会社の登記簿」とあるのは「限定責任信託の登記簿」と、同条第十項中「清算人」とあるのは「清算受託者」と読み替えるものとする。

（一般社団法人等登記規則の一部改正）

第七条　一般社団法人等登記規則（平成二十年法務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商業登記規則の準用） **第三条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）、第三項、第四項、第五項（第二号から第六号までを除く。）、第六項、第七項及び第十一項から第十三項まで、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号を除く。）、第二十条から第二十二条まで、第二十七条から第三十一条の二まで、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第一項、第六十一条第一項及び第四項から第八項まで、第六十五条、第六十六条第一項及び第二項、第六十八条、第七十一条、第七十二条（第一項第二号、第三号及び第五号を除く。）、第七十三条、第七十四条、第七十七条、第八十条（第一項第五号を除く。）、第八十一条、第八十二条の二、第八十五条第二項、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、第百十四条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、一般社団法人等の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百七条に規定する新設合併」と、同規則第三十条第一項第一号、第三十一条第二項及び第六十五条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員及び会計監査人」と、同規則第三十四条第二項第五号中「会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百七十二条第一項に規定する休眠会社」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十九条第一項に規定する休眠一般財団法人又は同法第二百三条第一項に規定する休眠一般財団法人」と、同条第三項第八号中「会社法第四百七十二条第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十九条第二項又は第二百三条第二項」と、同項第九号中「会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第百三十九条第一項及び第三項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号）第五十七条第一項及び第三項」と、同規則第六十一条第七項中「取締役、監査役若しくは執行役」とあるのは「理事、監事若しくは評議員」と、「設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役」とあるのは「設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事又は評議員」と、「取締役等」とあるのは「理事等」と、同規則第六十五条第三項中「法第五十三条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百四条第二項」と、同規則第六十八条第一項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役、代表執行役又は会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員又は会計監査人」と、同条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役」とあるのは「理事、監事、代表理事又は評議員」と、同規則第七十一条中「電子公告」とあるのは「一般	（商業登記規則の準用） **第三条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）、第三項、第四項、第五項（第二号から第六号までを除く。）、第六項、第七項及び第十一項から第十三項まで、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号を除く。）、第二十条から第二十二条まで、第二十七条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第一項、第六十一条第一項及び第四項から第八項まで、第六十五条、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十一条、第七十二条（第一項第二号、第三号及び第五号を除く。）、第七十三条、第七十四条、第七十七条、第八十条（第一項第五号を除く。）、第八十一条、第八十二条の二、第八十五条第二項、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、第百十四条、第百十五条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、一般社団法人等の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百七条に規定する新設合併」と、同規則第三十条第一項第一号、第三十一条第二項及び第六十五条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員及び会計監査人」と、同規則第三十四条第二項第五号中「会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百七十二条第一項に規定する休眠会社」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十九条第一項に規定する休眠一般財団法人」と、同条第三項第八号中「会社法第四百七十二条第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十九条第二項又は第二百三条第二項」と、同項第九号中「会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第百三十九条第一項及び第三項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号）第五十七条第一項及び第三項又は第六十五条第一項及び第三項」と、同規則第六十一条第七項中「取締役、監査役若しくは執行役」とあるのは「理事、監事若しくは評議員」と、「設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役」とあるのは「設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事又は評議員」と、「取締役等」とあるのは「理事等」と、同規則第六十五条第三項中「法第五十三条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百四条第二項」と、同規則第六十八条第一項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役、代表執行役又は会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員又は会計監査人」と、同条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法

社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一条第一項第三号又は第四号に掲げる公告方法」と、「会社法第九百十一条第三項第二十六号及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七条の四各号（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十四条に規定する」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百一条第二項第十三号又は第三百二条第二項第十一号に掲げる」と、同規則第七十二条第一項中「会社法第四百七十一条（第四号及び第五号を除く。）又は第四百七十二条第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十八条（第五号及び第六号を除く。）、第百四十九条第一項本文、第二百二条第一項（第四号及び第五号を除く。）、第二項若しくは第三項又は第二百三条第一項本文」と、同条第二項中「株式移転の無効」とあるのは「取消し」と、同規則第七十三条中「会社法第四百七十三条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百五十条又は第二百四条」と、「清算人会設置会社である旨の登記並びに清算人及び代表清算人に関する」とあるのは「、清算人会を置く法人である旨の登記並びに清算人及び代表清算人に関する」と、同規則第七十七条第一項中「法第七十九条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百七条第二項」と、同規則第八十一条の二第一項中「取締役、監査役、執行役、会計参与」とあるのは「理事、監事、評議員」と、同規則第八十五条第二項中「会社法第八百四十五条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十六条」と、「並びに清算人及び清算持分会社を代表する清算人に関する」とあるのは「、清算人会を置く法人である旨の登記、清算人及び代表清算人に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、同規則第百三条中「取締役等」とあるのは「理事等」と読み替えるものとする。

（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則（平成十二年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（提供する情報の範囲） **第一条**　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第二条第一項ただし書の法務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 ［一・二　略］ 二の二　商業登記簿、法人の登記簿、投資事業有限責任組合契約登記簿、有限責任事業組合契約登記簿又は限定責任信託登記簿に記録されている登記情報のうち、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十一条の二第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による住所非表示措置又は同規則第三十一条の三第二項の規定による代表取締役等住所非表示措置が講じられることとなるもの ［三～六　略］ 2　［略］	（提供する情報の範囲） **第一条**　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第二条第一項ただし書の法務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 ［一・二　同上］ 二の二　商業登記簿、法人の登記簿、投資事業有限責任組合契約登記簿、有限責任事業組合契約登記簿又は限定責任信託登記簿に記録されている登記情報のうち、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十一条の二第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により住所非表示措置が講じられることとなるもの ［三～六　同上］ 2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。